

戦前における群馬のアユ事情について

2006年10月

日本一のアユを取り戻す会 福田睦夫

昭和13年(1938年)から17年におけるアユを増やすための施策の概要を示す資料を入手できました。この古い資料から当時のアユ事情を推測してみたい。

1. 当時における主要な施策は

- 1) 鮎産卵場造成による増殖
- 2) 琵琶湖産並びに海産子鮎を放流(27万～65万尾)
- 3) 鮎卵人工孵化(?)

2. 当時の県内漁獲量

24～52tである。放流規模から推定すれば天然遡上アユが主体であったと推定される。

3. 産卵場造成事業

利根川本流の産卵場540,000坪(178ha)の内、25,000坪(8.3ha)の規模で、客土・河床整理・産卵保護監視が行なわれている。

産卵場は下流から、当時の佐波郡、勢多郡、群馬郡地先となっている。

当時の佐波郡は伊勢崎市になった境町の島村あたり(上武大橋付近)であろうか。また玉村町も佐波郡である。中流の勢多郡は現在の前橋市の下川淵あたりで、上流の群馬郡東村は現在の前橋市小相木町付近(南部大橋付近)あたりであろうか。

以上から当時の利根川本流の産卵場は、前橋市小相木町付近の南部大橋付近から上武大橋付近の間と考えられる。

4. 天然遡上アユを増加させるには

人工産アユなどに頼りきっていた結果、天然遡上アユを軽視してきた経緯がある。これからのアユの復活には天然遡上アユが非常に重要である。産卵・孵化を増加させるには、戦前の例を参考に産卵地を重視し、産卵床の造成やカワウ等の食害から親魚を守る等の施策を行う必要がある。

(注1) 河川生態環境工学(東京大学出版会、1993.11)P.200 にアユの産卵場造成例として利根川本流の例が短く紹介されている。今回と同様の資料からの事例と推測される。

(参考資料) 浅海増殖事業 (鮎)

この文章は当時の不鮮明な紙面で旧漢字表記を現代風書き直したものであり、一部の数値が合理的でないといと推定される部分も見受けられるので、利用にあたっては注意が必要である。なお、印は判読不明の文字を示す。原本の複写を読みたい方は福田睦夫までお願いします。

1. 実施内容

本事業は国庫補助を受けて昭和 13 年度以降毎年継続施工しつつあるのであるが積極的に鮎の天然産卵孵化を助成して別途実施の子鮎放流に鮎卵人工孵化放流と相俟って其の生産増加を企画した本年度の実施内容次表の通りである。

項目	概要	之に依る産卵助成粒数	備考
産卵場河床整理	整理河床 25,000 坪(8.3ha)	250,000,000 粒	
産卵場保護監視	産卵期間中 1 ヶ月禁漁区の保護監視	50,000,000 粒	
計		300,000,000 粒	

2. 施工箇所

本増殖事業施工箇所次表の如し

項目	場所	備考
産卵場河床整理	利根川本流 佐波郡、勢多郡、群馬郡地先	
産卵場保護監視		

3. 事業

産卵場河床整理及び保護監視

鮎の天然産卵開始期以前に利根川本流、佐波郡、勢多郡、群馬郡地先における産卵場約五十万坪(178ha)の内、河床二万五千坪(8.3ha)に亘り水流の調整石礫の加除及び客土等を行い鮎の産卵場を造成し尚専任監視員を設置して鮎の産卵期間中約 1 ヶ月に亘りて監視に務め密猟を防止して以って鮎の天然産卵の保護助長に務めている。

参考事項

1. 増殖事業関係水面における鮎増殖の現況

鮎は本県においては利根川本流其の他利根川支流即ち片品川、赤谷川、烏川、碓氷川、鐮川、神流川等に分布し毎年五、六月頃遡上し九、十月の候出水の都度降下して下流佐波郡より群馬郡に至る一帯の地先水面において産卵す。

2. 増殖事業施行水面関係の全水域における鮎に関する漁業状況

(水系別漁獲状況調査に依る)

年度	漁業者数	漁業の種類	漁獲高		権利関係 (専用漁業権)
			数量(kg)	金額(円)	
昭和 13	9,125	釣、投網、 築	37,490	91,034	6 件あり
昭和 14	9,415		34,350	89,110	7 件あり
昭和 15	10,766		24,340	60,041	7 件あり
昭和 16	8,165		46,200	128,902	9 件あり
昭和 17	8,550		51,600	15,482 ?	9 件あり

3. 増殖事業を行いたる場所、位置、地勢及び環境

本県は利根川の上流に位し利根川本流其の他片品川、赤谷川、烏川、碓氷川、鐺川、神流川等の清冽な水域に恵まれ之等河川の水面積は凡そ二千四百町歩に達し此の大部分の水域は夏季と雖も水温二十五度内外を保ち河底には岩石等多く珪藻に水棲昆虫のにして古来鮎の遡上成育に好適する。本県は海産魚類に恵まれない関係上淡水魚に対する嗜好多く鮎は利根川名産として沿岸漁獲物中首位をしむ。において県は積極的に鮎の増殖を計るため国庫補助を受けて鮎産卵場造成事業を実施し尚併せて琵琶湖産並びに海産子鮎を放流している。

本増殖事業は佐波郡より群馬郡に至る利根川本流において之を施行したが此の付近は平坦部に於て川幅広く一帯の水域は鮎の天然産卵場である。

4. 過去五カ年間における鮎増殖事業の状況

イ. 従来より毎年子鮎放流事業、鮎人工孵化事業及び鮎産卵場造成事業を施行し之が増殖に努めている。其の状況次表の通りである。

年度	施行場所	子鮎放流尾数 (尾)	鮎卵人工孵化		鮎産卵場造成面積
			卵数(粒)	放流尾数	
昭和 14	利根川	620,000	1,000,000	800,000	3,300m ²
昭和 15	本支流	265,000	1,000,000	8,000,000	3,300m ²
昭和 16		440,000	1,000,000	8,000,000	3,300m ²
昭和 17		490,000	1,000,000	8,000,000	3,300m ²
昭和 18		652,000	1,000,000	8,000,000	3,300m ²

ロ. 鮎増殖事業効果の概要

近年は本事業の効果現れ鮎の生産額は増加の趨勢にある。

5. 増殖事業による生産増加額

河床整理に依る増加産卵数	産卵場監視保護に依る増加産卵数	計
250,000,000 粒	50,000,000 粒	300,000,000 粒
同上孵化尾数	孵化魚成魚となる尾数	成魚の漁獲尾数
150,000,000 尾	750,000 尾	375,000 尾

(注1) 表には子鮎放流並びに鮎人工孵化放流による効果を含まず。

(注2) 孵化率 産卵数の二分の一

(注3) 孵化卵の成魚となる見込み尾数 孵化尾数の千分の一

(注4) 成魚漁獲尾数 成魚尾数の二分の一